

国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在お使いの日高町国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和2年7月31日までとなっておりますので、7月に保険証の更新を行います。

新しい保険証を郵送します

現在お使いの保険証の有効期限が切れる7月31日に間に合うように、1世帯ごとにまとめて世帯主の方に「簡易書留」で郵送します。

※70才以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を兼ねた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送いたします。

7月31日を過ぎても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。
ただし、国民健康保険税の全部または一部に滞納がある場合には、郵送できない場合があります。



新しい保険証が届いたら

記載内容を確認し、大切に保管してください。
保険証ケースを紛失・破損した場合は役場各窓口にてお渡しいたします。
古い保険証は、ハサミなどで細かく切断するなどして、確実に破棄してください。
破棄することが難しい場合は役場各窓口へ返却してください。

資格に変更があったら

他の健康保険に加入した方は、国保の資格喪失の届出が必要です。
また、国保に加入する時も届出が必要です。
変更があった場合は14日以内に届出を行ってください。
今回送付する保険証は、6月末現在の状況で作成いたします。
そのため6月末以降に変更の届出をした方へも届出前の状況で送付される場合があります。
該当される方は、お手数ですがお近くの役場窓口へご連絡ください。

【届出窓口】 日高町役場 保険年金課 ・ 日高総合支所 地域住民課
水・くらしサービスセンター ・ 厚賀出張所

【お問い合わせ先】 日高町役場 保険年金課 01456-2-6561

日高町医療費受給者証の更新申請等のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成制度

乳幼児等医療費助成制度

医療費受給者証の有効期限が令和2年7月31日となっている方は、7月20日から8月30日の間に有効期限の更新手続きが必要です。

更新の手続きをしない場合は、8月1日から、現在お持ちの受給者証は医療機関で使用できません。

また、前年度の申請で非該当となった方についても、更新と同じ期間中、8月1日から有効の受給者証の申請手続きをすることができます。

なお、9月1日以降の申請は新規申請となり、有効期間の始期は、原則、申請日からになります。

個別に送付します「医療費受給者証の更新等申請のお知らせ」をご確認の上、申請手続きを行ってください。

※7月20日前に更新の手続きで来庁されても、受給者証は交付することはできません。

〈必要な書類等〉

◎共通（重度心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児）

- ①印鑑 ②健康保険証（受給対象者分）
- ③令和2年1月2日以降に転入された方、あるいは、主たる生計維持者が単身赴任中の方は主たる生計維持者の「前年の所得」「今年の課税状況」を証明できるもの
※所得課税証明書、住民税課税証明書など
証明期間・・・【所得】平成31（令和元）年中
【課税】令和2年度
（令和2年8月1日～8月30日の間での申請の場合、認定日は8月1日になります。）

◎ひとり親家庭 ※上記の他に必要なもの

- ①子が町外に進学している場合・・・在学証明書、又は学生証

◎重度心身障害者 ※上記の他に必要なもの

- ①障害を証明するもの（身体障害者手帳、療育手帳、判定・診断書など）

◆お問い合わせ先◆

日高町役場 保険年金課 電話01456-2-6561